

## 常陸太田市アーティスト・イン・レジデンスサポーター規約

### (目的)

第1条 この規約は、常陸太田市アーティスト・イン・レジデンス事業（以下「事業」という。）におけるボランティア(以下「ボランティア」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (名称)

第2条 ボランティアの名称を「常陸太田市アーティスト・イン・レジデンスサポーター」とする。

### (申し込み資格)

第3条 ボランティアの申し込み資格は、事業に付随する無償での活動が可能なものとする。

### (活動の内容)

第4条 ボランティアは、次に挙げる活動を行うものとする。

- (1) イベント等の運営補助
- (2) ワークショップ等の準備補助
- (3) 情報発信の補助
- (4) その他、常陸太田市アーティスト・イン・レジデンスサポーター事務局（以下事務局という。）が必要と認めた事業

### (申し込み方法)

第5条 サポーターの登録希望者は登録申請書の必要項目に記入の上、メールもしくはFAX、郵便にて事務局に提出するものとする。

### (登録期間)

第6条 登録の有効期間は登録申請書受理後、無期限とする。

### (登録の抹消)

第7条 事務局は次のような場合、登録期間中であっても登録を抹消することができる。

- (1) 本人から退会の申し出があった場合
- (2) ボランティアとしてふさわしくない言動があった場合
- (3) 政治活動や宗教活動などの場として事業などを利用した場合
- (4) その他事務局が不適切と判断する行為を行った場合

(事務局)

第8条 ボランティア活動の事務を処理するため、常陸太田市政策企画部少子化・人口減少対策課内(常陸太田市金井町 3690)に事務局を置く。

(事務局の責任範囲及び免責)

第9条 本活動への参加は、ボランティアの自己責任で行うものとする。

2. 事務局は第4条に掲げる活動に対して、常陸太田市市民協働推進課が所管する常陸太田市市民活動保険に加入するものとする。

3. 本活動の参加に関連して、ボランティアが他のボランティアもしくは第三者に対して損害を与えた場合、またはボランティアが他のボランティアもしくは第三者と紛争を生じた場合、事務局は一切責任を負わないものとし、当該ボランティアは自己の費用と責任でかかる損害を賠償、もしくはかかる紛争を解決し、事務局に損害・負担を与えない様、適切な措置を講じなければならないものとする。

(個人情報)

第10条 ボランティアが登録した個人情報は適切に管理され、目的外に使用することはなく、不正に第三者に開示・提供されることはないものとする。

この規約は、平成26年3月12日より施行する。